

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大館市上代野字八幡岱八番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 藤木 美隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

事務所秋田県能代市大町五番二六号 白神 法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大庭 秀俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県栃木市大平町西山田一五七一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 小林 秀章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

栃木県小山市神山二丁目一番二五号 三宅法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三宅 愛子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市藤野木一五二番地、最後の住所埼玉県深谷市藤野木一一五番地一

被相続人 亡 塚田 正二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

埼玉県熊谷市筑波二丁目二〇番地木村ビル 三階星川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉田 俊輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県児玉郡美里町大字駒衣六一七番地三、最後の住所埼玉県児玉郡美里町大字駒衣六一七番地三

被相続人 亡 高田 繁廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一号秩父鉄道熊谷ビル四階弁護士法人けやき総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 南雲 芳夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県いすみ市岬町椎木一七九三番地、最後の住所千葉県いすみ市岬町椎木一七九三番地

被相続人 亡 橋本 欣之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マキユリ千葉九階 みどり総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 島崎 嘉成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住東一丁目一六番地、最後の住所東京都足立区千住東二丁目二二番二

被相続人 亡 山上 忠司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

東京都中央区銀座三丁目一〇番七号銀座京屋ビル六階 緑川・北代法律事務所

相続財産清算人 弁護士 緑川 由香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区幸ヶ谷一七番地の二、最後の住所横浜市中区幸ヶ谷一七番地の二

被相続人 亡 高山 鷹観

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

横浜市中区常盤町一丁目一番地宮下ビル二階 相続財産清算人 弁護士 長谷川 範子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県秦野市南矢名二丁目七二番地四、最後の住所神奈川県秦野市南矢名二丁目一四番一〇号

被相続人 亡 浅野 篤哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

神奈川県小田原市栄町二丁目一番二七号 山正ビル四階 早雲法律事務所

相続財産清算人 弁護士 赤沼 洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市富塚町一丁目八番、最後の住所新潟県新潟市富塚町一丁目八番一七号

被相続人 亡 遠藤 美城

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

新潟市中央区学校町通一番町一二番地 相続財産清算人 弁護士 青山 法律事務所

相続財産清算人 弁護士 青山 法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市川島小網町二二四二番地五五、最後の住所岐阜県各務原市川島小網町二二四二番地五五

被相続人 亡 井上 徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

事務所岐阜県岐阜市神田町一八四プラドビル三A 堀法律事務所

相続財産清算人 弁護士 堀 雅博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区千束四丁目一三番地一、最後の住所静岡県駿東郡清水町長沢一〇〇番地の一リーヴア黄瀬川二〇二

被相続人 亡 小暮 浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

静岡県沼津市御幸町二五番三三三号Mビル一階はまゆう法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小宮山 克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市大泉寺町一〇九番地、最後の住所愛知県瀬戸市原山町一番地の一〇愛厚ホーム瀬戸苑

被相続人 亡 毛利 波子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十三日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一五番三号TCF丸の内ビル 相続財産清算人 弁護士 小田 浩子

相続財産清算人 弁護士 小田 浩子

第66期決算公告

令和8年8月13日

北海道滝川市流通団地一丁目6番12号

株式会社マツオ

代表取締役 松尾 吉洋

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資 産 部	流動資産	1,447,716
	固定資産	1,676,827
資 産 合 計		3,124,544
負 債 部	流動負債	1,080,321
	固定負債	689,121
	資本	1,355,101
	剰余金	11,000
	利益準備金	1,344,101
	利益剰余金	20,000
	その他利益剰余金	1,324,101
負債・純資産合計		(57,949) 3,124,544